

#真岡ごはん 真岡の「美味しい」をお届けします。



①店長の野沢有仁子さん ②一番人気のソーセージ&ベーコン ③本格石窯 ④こだわりの生地はすべて手作り ⑤店舗敷地入口



【所在地】大根田 427
 【駐車場】5台程度
 【営業時間】11:00~18:00
 【定休日】不定休
 (Instagramをご覧ください)
 【メール】crazy.monster225@gmail.com



クレイジー
 モンスター
 Instagram

クレイジーモンスター CRAZY MONSTER (大根田)

キッチンカーに石窯を積み、500℃で1枚1枚丁寧に焼き上げる本格ピザです。ふっくらモチモチのピザ生地に香ばしい焦げ目、メニューも豊富ですので、いろいろな味を楽しみながらお気に入りを見つけてください！イベントや施設等への出張販売も承ります。詳しい営業日は、Instagramから。

読者プレゼント

応募締切 令和6年4月30日(火) ※消印有効

抽選で、当店人気の「マルゲリータ PIZZA」Mサイズを3名にプレゼントします。専用応募フォーム、または官製はがきに必要事項を記入し、応募ください。

【必要事項】応募者情報(住所・氏名・年齢・連絡先) 広報紙に関するご意見・ご感想など

【応募先】〒321-4395 真岡市荒町 5191 番地 秘書広報課広報広聴係 「広報もおか4月号プレゼント」担当



応募フォーム

-注意事項-

- *市内外問わず1人1通応募可
- *応募数が定数を超えた場合は抽選
- *当選者のみ当選券を発送

あの日あそこ

第421回

おおはら ふみお
 大原 文雄さん
 (物井在住・75歳)



四季を楽しみながら過ごす
 真岡暮らしが大好きです

私は昭和24年、物井で生まれ、5人きょうだいの長男として育ちました。当時、日本は戦後の第1次ベビーブームで、近所でも子どもがたくさんいた時期でした。姉によく手を引かれて通った母校の物部小学校では、ひと学年だけでも200人ぐらいの児童がいてとてもにぎやかでした。また、休み時間や放課後には、友達と侍ごっこやゴム銃で遊び過ごした思い出があります。

中学を卒業後、真岡農業高校(現・真岡北陵高校)の畜産科へ進学しました。高校では農業クラブの会長を務め、県内各校の代表生徒との交流もあり充実していました。家が農家だったので、帰宅後は両親の農作業を手伝っていました。



若い頃の大原さん

高校を卒業後、家を継ぎ、自身でいちごやキュウリの栽培をしました。途中から養豚業に切り替えて40年ほど続けました。思い出と言えば、楽

しいことを企画するのが好きだったので、子どもが小学生の頃、校庭で豚を丸焼きにして子どもたちに食べてもらうイベントを考えました。



NHKテレビ・ラジオ体操指導で有名な輪嶋氏を講師に招き、PTAの講演会を開催

焼きたての肉を子どもたちがおいしそうに頬張ってくれてうれしかったですね。また、学童野球のチームを友人と作ったり、近所の子もたちを連れて野球観戦や海水浴へ行くなど、仕事の傍ら、子どもとの時間も大事にしていました。一方、大変なこともありました。それは東日本大震災の影響で断水が続いた時です。家畜の飲み水を確保するため、庭の古井戸から水をくみ上げ、井戸と畜舎を1日に何十回も往復しました。また、自宅の屋根瓦が崩れてしまい、自ら屋根の応急措置を行うなど、大変な時期でしたが、やり遂げた充実感があり、人生の中で一番思い出に残っています。

現在では、無農薬の野菜や味噌づくり、庭の植



庭にある松の木をせん定する大原さん

木の手入れ、磯山の散歩、温泉などを楽しみながら過ごしています。これからも家族の健康を第一に、身近な自然を大切にしながら過ごしていきたいと思っています。

消費生活センターメモ No.490

購入業者が自宅に来て物品を買い取る「訪問購入」のトラブルが増えています



<事例>「食器や古着を買い取る。被災地支援のため協力してほしい」と電話があり訪問を承諾した。訪問した購入業者から、「貴金属はないか」と強く言われ、仕方なく指輪を見せたところ、売ってもらいはなかったのに強引に買い取られてしまった。

購入業者による飛び込みの勧誘は禁止されています

事前に電話などで消費者の同意を得てから訪問しなければなりません。安易に訪問を承諾せず、話を聞かずに断ることが大切です。また、突然訪問した業者を家に入れないようにしましょう。

事前に承諾をしてない物品(貴金属など)の売却を迫られたら、きっぱり断る

「指輪やネックレスはないか」などと、事業者が事前に承諾した物品以外の買い取りを勧誘することは禁止されています。

クーリング・オフ期間中、消費者は物品の引渡しを拒むことができます

訪問購入は、契約書面を受領した日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。また、購入業者が物品を買い取った後、すぐに転売してしまう恐れがあるため、クーリング・オフ期間中は、購入業者に物品を引き渡さず手元に置いておくことができます。

【相談窓口】消費生活センター(くらし安全課内)
 Tel 0285-84-7830 (ハナシテナヤミナシ)
 平日 9:00~12:00 13:00~16:00 ※相談料無料